

令和 8 年度 市民税・県民税・森林環境税のお知らせ

令和 8 年度の市民税・県民税・森林環境税の税額を同封の通知書によりお知らせしますので、各納期限までに納めていただくようお願いいたします。

なお、市民税・県民税・森林環境税の全額が公的年金から特別徴収(天引き)される方と、口座振替をご利用の方は、納付書で納めていただく税額はありませので納付書を同封していません。

納税通知書の様式が新しくなりました

地方公共団体の基幹業務システム標準化に伴い、令和 8 年 1 月から、納税通知書の様式が国の定める標準様式に変更になりました。

	① 年 税 額	② 給与特徴税額	年金特徴税額	③ 差引普通徴収税額
新規	314,300	181,700	75,900	56,700

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
令和 8 年 6 月 30 日	令和 8 年 8 月 31 日	令和 8 年 11 月 2 日	令和 9 年 2 月 1 日	
新規	14,700	14,700	14,700	14,700
充当額	0	0	0	0
差引	0	0	0	0

▼一括で納めていただく場合
※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。 *****

③ 納付書又は口座振替により納付していただく金額です。
通常 4 期に分けての納付となります。

公的年金の種類	老齢基礎年金	老齢厚生年金
支払者の名称	厚生労働大臣	
支払者の法人番号	6000012070001	

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

	令和 8 年 10 月	令和 8 年 12 月	令和 9 年 2 月
新規	9,100	8,900	8,900

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)

	令和 8 年 4 月	令和 8 年 6 月	令和 8 年 8 月
年金より特別徴収される額	16,400	16,300	16,300

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)

	令和 9 年 4 月	令和 9 年 6 月	令和 9 年 8 月
年金より特別徴収される額	12,700	12,600	12,600

① 給与から特別徴収される金額です。

給与特別徴収とは、事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に支払う6月～翌年5月の給与から市民税・県民税・森林環境税を天引きし、従業員に代わり、市に納入する制度です。
天引きされる月々の額については、給与支払者から配付される「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」でご確認ください。

② 公的年金等から特別徴収される金額です。

年金特別徴収とは、年金支払者が公的年金等から市民税・県民税・森林環境税を天引きし、市に納入する制度です。
令和 8 年 4 月 1 日現在において、老齢基礎年金等を受給している 65 歳以上の方は、原則として年金特別徴収の対象となります。

④ 公的年金等から天引きされる期別ごとの税額です。

全期前納納付書の発送終了

基幹業務システム標準化により、全期前納納付書の発送は令和 7 年度で終了しました。全期前納を一度に納めていただく場合、各期別の納付書を全てご使用ください。



< お問い合わせ先 >

水戸市役所 市民税課

電話：029-232-9138 (直通)

・お電話の際は、納税通知書に記載してある「お問合せ番号」を確認してからのご案内となります。

・納税通知書の発送直後は、お電話が大変混みあいますので、ご了承ください。

主な税制改正

■ 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられました。

給与所得の算出方法については、3 ページの給与所得算出表をご確認ください。

また、給与所得控除の見直しに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

■ 扶養親族等に係る所得要件の見直し

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額等に係る要件が引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件※	
	改正後	改正前
扶養親族、同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子 雑損控除の適用を認められる親族	58 万円以下	48 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下	48 万円超 133 万円以下
勤労学生	85 万円以下	75 万円以下

※ 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子及び雑損控除の適用を認められる親族については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

■ 特定親族特別控除の創設

納税義務者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く。)で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の特定親族について、扶養親族の合計所得金額に係る要件を超えた場合でも控除を受けられる仕組みが導入されました。

控除額については 4 ページをご確認ください。

○公的年金等からの特別徴収の方法

【 ① 新たに年金特別徴収が開始される方 】

税負担	← 年税額の 2 分の 1 を 2 期に分けて納付 →		← 年税額の 2 分の 1 を 3 回に分けて年金から天引き →			
	普通徴収期別	第 1 期	第 2 期	10 月	12 月	2 月
年金支給月						

【 ② 継続して年金特別徴収される方 】

税負担	← 仮徴収(前年度分の税額の 2 分の 1 を 3 回に分けて徴収) →			← 当年度分の税額から仮徴収税額を引いた税額を 3 回に分けて徴収 →			
	年金支給月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月

※ 年金特別徴収が 2 年目以降の方でも、前年度の特別徴収が仮徴収(4 月、6 月、8 月)で終わった方や年度の途中で停止になった方などは、①新たに年金特別徴収が開始される方と同じ徴収方法となります。

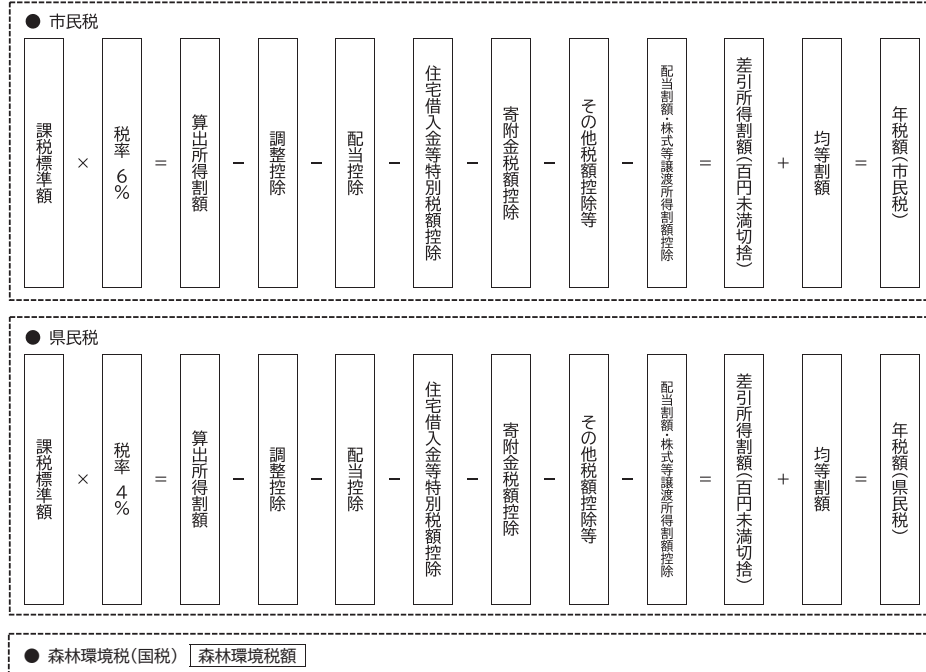
市民税・県民税・森林環境税の計算

1 計算の流れ

令和8年度の市民税・県民税(住民税)及び森林環境税は、令和7年1月～12月の所得に基づいて、次のように算出します。分離課税分の所得や繰越損失がある場合は、計算方法が異なります。

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費※}} = \boxed{\text{総所得金額合計}} \quad ※給与収入及び年金収入は、3ページの所得算出表により、所得を算出します。$$

$$\boxed{\text{総所得金額合計}} - \boxed{\text{所得控除金額合計}} = \boxed{\text{課税標準額(総所得)(千円未満切捨)}}$$



● 年税額(住民税及び森林環境税の額)

$$\boxed{\text{年税額(市民税)}} + \boxed{\text{年税額(県民税)}} + \boxed{\text{森林環境税額}}$$

市民税・県民税の均等割は、所得が一定以上あった場合に、所得の多少にかかわらず一律にかかります。

市民税：3,000円
県民税：2,000円

県民税の均等割のうち1,000円は、森林や湖沼・河川の保全に使われる森林湖沼環境税分です。
森林湖沼環境税に関するお問い合わせ先
茨城県総務部税務課 電話：029-301-2418

森林環境税額は、所得が一定以上あった場合に、住民税均等割額と併せて年額1,000円が徴収されます。

分離課税分の所得割の税率

所得区分		市民税	県民税
短期譲渡		5.4%	3.6%
国・地方公共団体等に対する譲渡(軽減分)		3.0%	2.0%
長期譲渡		3.0%	2.0%
優良住宅地等に 係る譲渡(特定分)	2千万円以下の部分	2.4%	1.6%
	2千万円超の部分	3.0%	2.0%
居住用財産に係る 譲渡(軽減分)	6千万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6千万円超の部分	3.0%	2.0%
一般株式等の譲渡 上場株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引		3.0%	2.0%

2 非課税判定

① 市・県民税の均等割、所得割及び森林環境税が非課税となる方

- ・ 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・ 未成年者(平成20年1月3日以後に生まれた方)、ひとり親、寡婦及び障害者のいずれかに該当し、前年中の合計所得金額が135万円以下の方

② 市・県民税の均等割が非課税となる方

- 前年の合計所得金額が、
{ (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 1) × 32万円 + 28万9千円 } 以下の方
ただし、同一生計配偶者や扶養親族がない場合は、42万円以下の方

③ 市・県民税の所得割が非課税となる方

- 前年の総所得金額等の合計額が、
{ (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 1) × 35万円 + 42万円 } 以下の方
ただし、同一生計配偶者や扶養親族がない場合は、45万円以下の方

④ 森林環境税が非課税となる方

- 前年の合計所得金額が、
{ (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 1) × 31万5千円 + 28万9千円 } 以下の方
ただし、同一生計配偶者や扶養親族がない場合は、41万5千円以下の方

※ 合計所得金額とは、給与や年金等の総所得、山林・退職所得、分離課税所得の合計額で、繰越損失や分離課税の特別控除を適用する前の金額です。

※ 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下の方です。また、扶養親族には、16歳未満の扶養親族を含みます。

※ 総所得金額等とは、合計所得金額に損失の繰越控除を適用した後の金額です。

3 所得

■ 給与所得算出表

給与収入金額	給与所得の金額
1円 ~ 1,899,999円	収入 - 650,000円
1,900,000円 ~ 3,599,999円	収入 ÷ 4 (千円未満切捨) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	収入 ÷ 4 (千円未満切捨) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	収入 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 以上	収入 - 1,950,000円

■ 雑所得算出表 (公的年金等収入)

65歳以上の方(昭和36年1月1日以前に生まれた方)

公的年金等収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1円 ~ 3,299,999円	収入 - 1,100,000円	収入 - 1,000,000円	収入 - 900,000円
3,300,000円 ~ 4,099,999円	収入 × 0.75 - 275,000円	収入 × 0.75 - 175,000円	収入 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入 × 0.85 - 685,000円	収入 × 0.85 - 585,000円	収入 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	収入 × 0.95 - 1,455,000円	収入 × 0.95 - 1,355,000円	収入 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円以上	収入 - 1,955,000円	収入 - 1,855,000円	収入 - 1,755,000円

65歳未満の方(昭和36年1月2日以降に生まれた方)

公的年金等収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1円 ~ 1,299,999円	収入 - 600,000円	収入 - 500,000円	収入 - 400,000円
1,300,000円 ~ 4,099,999円	収入 × 0.75 - 275,000円	収入 × 0.75 - 175,000円	収入 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	収入 × 0.85 - 685,000円	収入 × 0.85 - 585,000円	収入 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	収入 × 0.95 - 1,455,000円	収入 × 0.95 - 1,355,000円	収入 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円以上	収入 - 1,955,000円	収入 - 1,855,000円	収入 - 1,755,000円

※所得金額調整控除

次の要件を満たす方は、給与所得金額から控除額を差し引くことができます。

要件	控除額
給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で、次のいずれかに該当する方 (1) 本人が特別障害者に該当する (2) 23歳未満の扶養親族を有する (3) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する ※ この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの納税義務者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の23歳未満の扶養親族である子がいる場合は、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。	(給与等の収入金額※ - 850万円) × 0.1 ※1,000万円を超える場合は、1,000万円
給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある納税義務者で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方	給与所得控除後の給与等の金額※ + 公的年金等に係る雑所得の金額※ - 10万円 ※10万円を超える場合は10万円

4 所得控除

■ 物的控除

雑損控除	損害金額 - 保険金等 = 差引損失額 A (差引損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10%) B (差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円) } 左記 AB のうちいずれか多い方の金額																																				
医療費控除	医療費の総額 - 保険金などで補てんされる金額 - 10万円又は総所得金額等の合計額の5%のうちいずれか少ない方 適用限度額: 200万円 (※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を選択した場合 スイッチ OTC 薬の購入対価の総額 - 保険などで補てんされる額 - 1万2千円 適用限度額: 8万8千円)																																				
社会保険料控除	支払金額全額																																				
小規模企業共済等掛金控除	支払金額全額																																				
生命保険料控除	<p>●平成24年1月1日以後に締結した契約等(新契約)は、①②③の合計額 (①②③は下表 A により計算)</p> <p>●平成23年12月31日以前に締結した契約等(旧契約)は、④⑤の合計額 (④⑤は下表 B により計算)</p> <p>●新・旧契約の両方に入っている場合は、⑥⑦⑧の合計額 (旧契約のみで計算した方が有利な場合は、一般生命保険料控除は⑥に代えて④、個人年金保険料控除は⑧に代えて、⑤を選択できます。)</p> <p>全体の適用限度額: 7万円</p> <table border="1"> <tr> <td>新契約</td> <td>① 一般生命保険料控除 適用限度額: 2.8万円</td> <td>② 介護医療保険料控除 適用限度額: 2.8万円</td> <td>③ 個人年金保険料控除 適用限度額: 2.8万円</td> </tr> <tr> <td>旧契約</td> <td>④ 一般生命保険料控除 適用限度額: 3.5万円</td> <td></td> <td>⑤ 個人年金保険料控除 適用限度額: 3.5万円</td> </tr> <tr> <td>合算後</td> <td>⑥ 一般生命保険料控除(①+④) 適用限度額: 2.8万円</td> <td>⑦ 介護医療保険料控除(⑦=②) 適用限度額: 2.8万円</td> <td>⑧ 個人年金保険料控除(③+⑤) 適用限度額: 2.8万円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">A 新契約の控除額 ①②③の計算方法</th> <th colspan="2">B 旧契約の控除額 ④⑤の計算方法</th> </tr> <tr> <td>支払保険料(円)</td> <td>控除額(円)</td> <td>支払保険料(円)</td> <td>控除額(円)</td> </tr> <tr> <td>1~12,000</td> <td>全額</td> <td>1~12,000</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001~32,000</td> <td>支払金額×1/2+6,000</td> <td>12,001~32,000</td> <td>支払金額×1/2+7,500</td> </tr> <tr> <td>32,001~56,000</td> <td>支払金額×1/4+14,000</td> <td>32,001~56,000</td> <td>支払金額×1/4+17,500</td> </tr> <tr> <td>56,001~</td> <td>一律 28,000</td> <td>56,001~</td> <td>一律 35,000</td> </tr> </table>	新契約	① 一般生命保険料控除 適用限度額: 2.8万円	② 介護医療保険料控除 適用限度額: 2.8万円	③ 個人年金保険料控除 適用限度額: 2.8万円	旧契約	④ 一般生命保険料控除 適用限度額: 3.5万円		⑤ 個人年金保険料控除 適用限度額: 3.5万円	合算後	⑥ 一般生命保険料控除(①+④) 適用限度額: 2.8万円	⑦ 介護医療保険料控除(⑦=②) 適用限度額: 2.8万円	⑧ 個人年金保険料控除(③+⑤) 適用限度額: 2.8万円	A 新契約の控除額 ①②③の計算方法		B 旧契約の控除額 ④⑤の計算方法		支払保険料(円)	控除額(円)	支払保険料(円)	控除額(円)	1~12,000	全額	1~12,000	全額	12,001~32,000	支払金額×1/2+6,000	12,001~32,000	支払金額×1/2+7,500	32,001~56,000	支払金額×1/4+14,000	32,001~56,000	支払金額×1/4+17,500	56,001~	一律 28,000	56,001~	一律 35,000
新契約	① 一般生命保険料控除 適用限度額: 2.8万円	② 介護医療保険料控除 適用限度額: 2.8万円	③ 個人年金保険料控除 適用限度額: 2.8万円																																		
旧契約	④ 一般生命保険料控除 適用限度額: 3.5万円		⑤ 個人年金保険料控除 適用限度額: 3.5万円																																		
合算後	⑥ 一般生命保険料控除(①+④) 適用限度額: 2.8万円	⑦ 介護医療保険料控除(⑦=②) 適用限度額: 2.8万円	⑧ 個人年金保険料控除(③+⑤) 適用限度額: 2.8万円																																		
A 新契約の控除額 ①②③の計算方法		B 旧契約の控除額 ④⑤の計算方法																																			
支払保険料(円)	控除額(円)	支払保険料(円)	控除額(円)																																		
1~12,000	全額	1~12,000	全額																																		
12,001~32,000	支払金額×1/2+6,000	12,001~32,000	支払金額×1/2+7,500																																		
32,001~56,000	支払金額×1/4+14,000	32,001~56,000	支払金額×1/4+17,500																																		
56,001~	一律 28,000	56,001~	一律 35,000																																		
地震保険料控除	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">A 地震保険</th> <th colspan="2">支払金額(円)</th> <th colspan="2">控除額(円)</th> </tr> <tr> <td>1~50,000</td> <td>支払金額×1/2</td> <td>1~5,000</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50,001~</td> <td>一律 25,000</td> <td>5,001~15,000</td> <td>支払金額×1/2+2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15,001~</td> <td>一律 10,000</td> </tr> </table> <p>※ 適用限度額 25,000円(AとBの控除額の合計)。同一契約で、両方該当する場合は、どちらか片方を選択。</p>	A 地震保険	支払金額(円)		控除額(円)		1~50,000	支払金額×1/2	1~5,000	全額		50,001~	一律 25,000	5,001~15,000	支払金額×1/2+2,500				15,001~	一律 10,000																	
A 地震保険	支払金額(円)		控除額(円)																																		
	1~50,000	支払金額×1/2	1~5,000	全額																																	
	50,001~	一律 25,000	5,001~15,000	支払金額×1/2+2,500																																	
			15,001~	一律 10,000																																	

■ 人的控除 下表の所得控除は人的控除といい、所得税と市・県民税で所得控除額が異なる場合があります。

所得控除		市民税 県民税	所得税	人的控除 の差額	※1 本人の合計所得金額が900万円以下の場合の控除額です。本人の合計所得が900万円超の場合、合計所得金額に応じて控除額が引き下げられ、1,000万円を超える控除の適用はありません。
配偶者 ※1	一般	70歳未満(昭和31年1月2日以後生まれ)の配偶者	33万円	38万円	
	老人	70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の配偶者	38万円	48万円	10万円
扶養 ※2	一般扶養	16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満の方(平成22年1月1日以前に生まれた方で特定扶養・老人扶養に該当しない方)	33万円	38万円	5万円
	特定扶養	19歳以上23歳未満の方(平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方)	45万円	63万円	18万円
	老人扶養	70歳以上の方(昭和31年1月1日以前に生まれた方)	38万円	48万円	10万円
障害者 ※3	普通障害	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円	1万円
	特別障害	(特別障害は、障害者のうち身体1・2級、精神1級、療育④・Aの方など)	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害	同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ本人又は生計を一にする親族のいずれかと同居している場合に加算	23万円	35万円	12万円
本人 ※3	ひとり親	生計を一にする子(総所得金額等58万円以下で他の納税義務者の同一生計配偶者又は扶養親族でない方)がいる単身の方	30万円	35万円	※4
	寡婦	・夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族がいる方 ・夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が不明の方	26万円	35万円	1万円
基礎	勤労学生	合計所得金額が85万円以下かつそのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の学生・生徒	26万円	27万円	1万円
		合計所得金額が2,400万円以下の方(合計所得金額2,400万円超の場合、合計所得金額に応じて控除額が引き下げられます。)	43万円	※5	5万円

※1 本人の合計所得金額が900万円以下の場合の控除額です。本人の合計所得が900万円超の場合、合計所得金額に応じて控除額が引き下げられ、1,000万円を超える控除の適用はありません。

※2 扶養親族の合計所得金額が58万円以下の場合に該当します。

※3 本人の合計所得金額が500万円以下の場合に該当します。

※4 旧寡婦該当者は1万円、旧寡婦特別該当者は5万円、未婚のひとり親のうち父1万円、母5万円。

※5 税制改正により、最高58万円に引き上げられました。さらに、所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せがあります。

■ 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額(円)	市民税 県民税	所得税	人的控除 の差額
58万超 95万以下	33万円	38万円	0万円
95万超 100万以下		36万円	
100万超 105万以下	31万円	31万円	
105万超 110万以下	26万円	26万円	
110万超 115万以下	21万円	21万円	
115万超 120万以下	16万円	16万円	
120万超 125万以下	11万円	11万円	
125万超 130万以下	6万円	6万円	
130万超 133万以下	3万円	3万円	
133万超	0円	0円	

※ 本人の合計所得金額が900万円以下の場合の控除額です。本人の合計所得が900万円超の場合、合計所得金額に応じて控除額が引き下げられ、1,000万円を超えるとの控除の適用はありません。

■ 特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額(円)	市民税 県民税	所得税	人的控除 の差額
58万超 85万以下	45万円	63万円	0円
85万超 90万以下		61万円	
90万超 95万以下		51万円	
95万超 100万以下	41万円	41万円	
100万超 105万以下	31万円	31万円	
105万超 110万以下	21万円	21万円	
110万超 115万以下	11万円	11万円	
115万超 120万以下	6万円	6万円	
120万超 123万以下	3万円	3万円	
123万超	0円	0円	

5 税額控除

■ 調整控除 人的控除の差額をもとに算出されます。

合計課税所得金額	控除額
200万円以下	$\left\{ \begin{array}{l} \text{A 人的控除の差額の合計額} \\ \text{B 市民税・県民税の合計課税所得金額} \end{array} \right\} \times 5\% \text{ (市民税 3\%、県民税 2\%)}$
200万円超	$\left\{ \begin{array}{l} \text{人的控除の差額の合計額} \\ \text{合計課税所得金額} \end{array} \right\} - 200\text{万円} \times 5\% \text{ (市民税 3\%、県民税 2\%)}$ ただし、この額が2,500円未満のときは、2,500円

※ 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額をいひ、申告分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

※ 合計課税所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません

■ 配当控除

種類	課税総所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当、利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

※ 分離課税の所得がある方の左表における「課税総所得金額」は、「課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得等の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期(短期)譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」となります

■ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

該当条件 (右記の全てに 該当する方)	・平成21年～令和7年12月に住宅の取得等をして入居した方 ・前年分の所得税において住宅ローン控除の適用がある方 ・所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方
控除額	下記ABのうち、いずれか少ない方の金額(市民税3/5、県民税2/5) A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B ※ ①(所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円))×5%(限度額97,500円) ②(所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円))×7%(限度額136,500円)

※ 平成26年4月～令和4年12月に消費税率8%又は10%で住宅の取得等をした方で一定の条件に該当する方は①が適用となり、それ以外の方は②が適用となります。条件の詳細については、ホームページをご覧ください。また、市民税課にお問合せください。

■ 寄附金税額控除

寄附先	控除額		
	次のAとBの合計額(ワンストップ特例該当者はA+B+C) A:基本控除額 B:特別控除額 C:申告特例控除額		
都道府県 市区町村 (特区控除対象)	A (寄附金額 - 2,000円) × 10% (市民税6%、県民税4%)	B (寄附金額 - 2,000円) × (※割合1) (市民税3/5、県民税2/5)	C (Bで算出した額) × (※割合2) (市民税3/5、県民税2/5)
茨城県共同募金会 日本赤十字社茨城県支部 都道府県・市区町村 (特例控除対象以外)	市民税：(寄附金額 - 2,000円) × 6% 県民税：(寄附金額 - 2,000円) × 4%	※ 割合	
水戸市が条例で定める法人	市民税のみ：(寄附金額 - 2,000円) × 6%	課税総所得金額-人的控除差調整額	割合1 割合2
茨城県が条例で定める法人	県民税のみ：(寄附金額 - 2,000円) × 4%	～ 1,950,000円	84.895% 84.895分の5.105
		1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.790% 79.79分の10.21
		3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.580% 69.58分の20.42
		6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517% 66.517分の23.483
		9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307% 56.307分の33.693
		18,000,001円 ～ 40,000,000円	49.160% 49.160分の33.693
		40,000,001円 ～	44.055% 44.055分の33.693

※ 寄附金額とは、実際に寄附した支払額の合計と総所得金額等の30%のいずれか少ない方の金額

※ 令和元年6月1日以降にふるさと納税として支出した都道府県市区町村への寄附については、総務大臣が指定した基準に適合した地方団体への寄附がBの対象となります。詳細につきましては市民税課へお問合せください。

※ Bは、調整控除後の所得割額の20%が限度となります。ただし、分離課税の所得がある方は、Bの割合が異なる場合があります。

※ Cは、ワンストップ特例制度該当者に適用される所得税の控除相当額

■ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除

控除割合	
市民税	県民税
3/5	2/5

配当割額・株式等譲渡所得割額に左表の割合を乗じた金額を所得割額から控除します。所得割額から控除することができなかった金額は、「控除不足額」欄に記載し、市民税・県民税の均等割又は森林環境税に充当又は委託納付します。委託納付後、さらに残った金額は、還付となる場合があります。

Q&A よくある質問

Q. 年金から天引きされる市・県民税・森林環境税について、納税通知書に書かれている税額と年金支払者からの通知書に書かれている税額が異なります。どちらが正しいですか？

水戸市から送付した納税通知書に書かれている税額が、今年度の正しい税額となります。

年金支払者は、水戸市からの通知を基に、年金から税額の天引きを行います。そのため、水戸市が決定した税額を年金支払者へ通知する前に、年金支払者がご本人様への通知を送付した場合、暫定の金額で天引きされる税額を記載している場合があります。

なお、納税通知書の送付後に税額の変更が生じた場合は、別途納税通知書等を送付し、変更後の税額をお知らせいたします。最新の税額は、水戸市からの納税通知書等でご確認ください。

Q. 市・県民税・森林環境税は、年金から天引きされると聞きましたが、納付書が同封されていました。二重で課税されていませんか。

納付書は、年金から差し引かれない税額がある方に同封しております。年金収入の方でも、主に次のような場合は、納付書による納付が必要になります。

- ① 今年度65歳になり、公的年金からの特別徴収(天引き)が初年度の場合、または2年目以降の方でも前年度の特別徴収が年度の途中で停止になった場合
- ② 年金収入はあるが、年金からの特別徴収の対象とならなかった場合
- ③ 年金収入以外の所得がある場合

今年度の特別徴収が停止になった場合には、対象の方へ通知いたします。なお、納付書で納めていただく税額がある場合には、あわせて納付書を同封いたします。

Q. 給与から市・県民税・森林環境税が差し引かれているのですが、納付書が同封されていました。納付書でも支払いが必要でしょうか？二重で課税されているのではないかと心配です。

納付書は、給与から差し引かれない税額がある方に同封しています。給与収入の方でも、主に次のような場合は、納付書による納付が必要になります。

- ① 確定申告書や市・県民税申告書にて、給与や公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)から発生する住民税の納付方法を「自分で納付」と選択した方
- ② 給与収入の他に、土地や株式の譲渡などの分離課税分の所得がある方

※ 税額は、すべての所得を合計し、全体の税額を算出した後に、給与特別徴収、普通徴収、年金特別徴収へあん分しています。徴収方法が複数でも過大に課税されているわけではありません。

Q. 今年から新しい会社に就職(転職)しましたが、市・県民税・森林環境税が給与から天引きされないのはなぜでしょうか？給与からの天引きしてほしいのですが。

事業主は、前年中に給与の支払いがあり今年度の4月1日に在籍している従業員について、市・県民税・森林環境税を特別徴収(天引き)する義務がありますが、年度途中で就職した従業員については、特別徴収義務は生じないので、特別徴収されていない可能性があります。

特別徴収への切替えは、勤務先から市へ「特別徴収への切替届出(依頼)書」の提出が必要となりますので、ご本人から勤務先へ直接ご相談ください。また、その際には、二重納付防止のため、今回送付した納付書を勤務先へお渡しください。手続に要する時間も踏まえ、できる限りお早めのご相談をお勧めします。

なお、納期限が過ぎた普通徴収分の税額は、特別徴収への切替えはできません。